

大阪柔整だより

社会保障審議会医療保険部会

第18回「柔道整復療養費検討専門委員会」開催

8月6日（金）「柔道整復療養費検討専門委員会」がWeb会議にて開催されました。
今回の主な議論内容は、次の通りでした。

①明細書の義務化について（年明けの施行を念頭に検討を進める）

現状では、「患者から施術に要する費用に係る明細書の発行を求められた場合にのみ、明細書を交付」となっていますが、厚労省は「施術に要する費用に係る明細書を患者に手交することは、業界の健全な発展のためにも必要であることから、明細書の発行を義務化する。実施に当たっては、施術所の事務負担軽減に最大限配慮する。」とし、発行の義務化を提案されました。

②不適切な患者の償還払いについて（年明けの施行を念頭に検討を進める）

不正が「明らか」な患者に加え、不正の「疑い」が強い患者も対象とし、真に不適切な患者を対象を絞る観点から、償還払いとする範囲、プロセスについては年末までに検討するという方針を示しました。

〈不正が明らかな患者の例〉

- ・自己施術を行ったことがある者（自己施術は療養費の支給対象外）

〈不正が疑われる患者の例〉

- ・いわゆる自家施術（従業員や家族の施術）
- ・複数の施術所において、同部位の施術を重複して受けている患者
- ・保険者が繰り返し患者照会を送付しても回答しない患者
- ・施術が非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い患者

③療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み

（令和6年度中を目途に施行を目指す）

請求事務を請求代行業者に「復委任」するケースにより、悪質な請求代行業者の代表が私的流用し口座を凍結され、会員の柔道整復師に送金できなくなった事案があり、それを踏まえて厚労省は、療養費を施術管理者に確実に支払うために、公的な関与のもとに請求・審査・支払いが行われる仕組み、また、オンライン請求、オンライン資格確認につながる仕組みを今後検討する対応案を示しました。

[次頁へ続く](#)